

石岡市業務継続計画（BCP）
【地震編】

平成27年2月

石 岡 市

目次

1 基本的な考え方	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の基本方針	3
(4) 対象とする組織・庁舎.....	4
(5) 発動及び解除時期.....	5
(6) 決定権者及び計画の指揮命令系統.....	5
2 被害状況の想定	6
(1) 想定する地震の震度	6
(2) 地震発生時期等	6
(3) 建物及び人的被害の想定	6
(4) 情報システム及びライフラインの被害想定・復旧想定	6
3 非常時優先業務の選定	8
(1) 定義.....	8
(2) 選定方法.....	8
(3) 優先順位.....	9
(4) 選定結果（市全体）	9
4 非常時優先業務実施のための職員体制	12
(1) 職員の初動体制	12
(2) 職員の参集状況予測	13
(3) 職員体制の現況・課題等と対応方針	14
5 非常時優先業務実施のための業務執行環境	17
(1) 市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎の概要	17
(2) 市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎の被害想定・復旧想定.....	18
(3) 業務執行環境の現況・課題等と対応方針	22
6 今後の取組	25
(1) 教育・訓練の実施.....	25
(2) 計画の見直し・更新の仕組みづくり	25
(3) 各部局・各班（課）のマニュアル等整備	26
(4) 非常時優先業務の点検・確認	26
(5) 職員初動マニュアル等の点検・確認	26

附属計画 ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）
別添資料 非常時優先業務一覧（業務別）

1 基本的な考え方

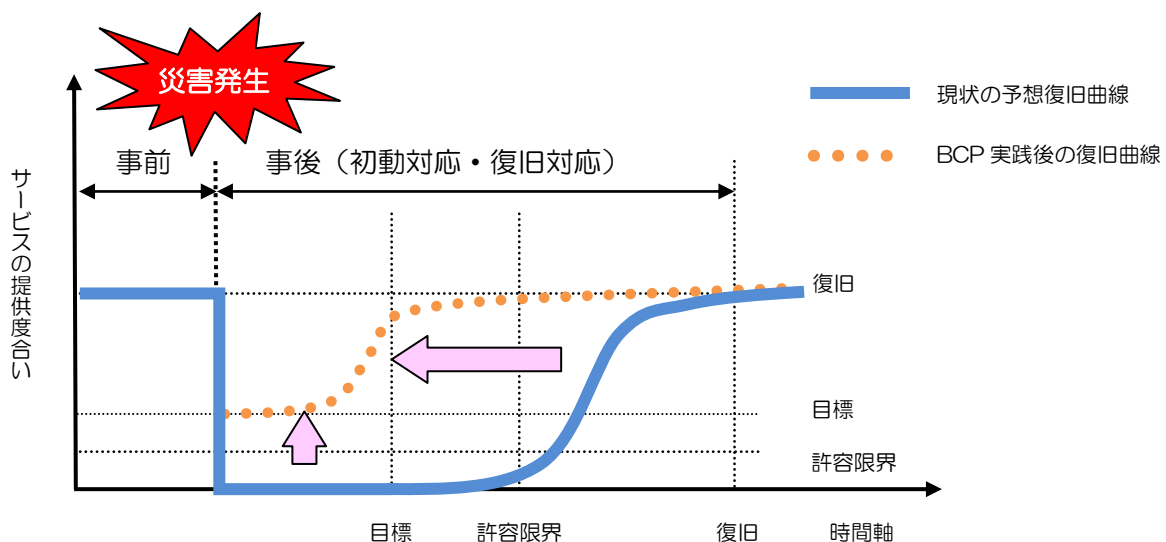
(1) 計画の目的

大規模地震発生時のように、人、物、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、地方自治体には、必要な応急対策を実施しつつも、早期に優先して実施すべき通常業務を再開させるため、優先度の高い通常業務を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分など必要な措置を講じることが求められています。

業務継続計画（BCP^{※1}）は、大規模な自然災害などが発生した場合に、応急活動を迅速かつ的確に行いつつも、市が最低限実施しなければならない業務を継続（早期再開）するために、あらかじめ行う業務を整理し、必要となる人員や資源の調達、業務継続の手順などを定めるものであり、本市では、「石岡市業務継続計画（地震編）」（以下「本計画」という。）を定めることにより、大規模地震が発生した場合においても最低限必要な業務レベルを維持することを目的とします。

本計画により、発災時に実施すべき業務をあらかじめ特定し、その業務を実施するために必要な資源の確保・配分や、代替策の検討、指揮命令系統の明確化等、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベル向上を目指します。

※1 BCPとは、Business Continuity Planの略で、日本語訳では、業務継続計画という。災害など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもので、危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のことです。



【図表 1】 BCP 導入による業務レベルの落ち込み防止と早期復旧イメージ

(2) 計画の位置づけ

「地域防災計画」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市防災会議が策定する法定計画であって、市や防災関係機関、事業者及び市民が震災への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画です。

一方、「業務継続計画」は、地域防災計画で定められた市の取り組むべき事項を実施するための細部計画として、一定の想定シナリオの下、市が行う応急対策等の詳細な実施手順等を定めるとともに、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等について定める市の内部計画です。

【図表 2】地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
位置づけ	震災対策に関する総合的かつ基本的な計画	地域防災計画の細部計画及び通常業務復旧のための実行計画
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・防災関係機関（自衛隊，指定地方行政機関，警察，指定公共機関，指定地方公共機関等） ・事業者 ・市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・市
計画期間	予防～応急対策，復旧・復興	災害発生から 2 週間
視点	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の人的・物的被害は想定されているが，行政の個別の被害は想定されていない ・対応すべき対策を漏れなく記載 ・実施する応急対策は，災害の実態により変化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政自体にも甚大な被害があることが前提 ・非常時の優先業務を絞り込む ・業務の目標開始時間やレベル等をあらかじめ定める
規定業務	予防業務	
	応急対策業務	応急対策業務（細部計画）
	復旧・復興業務	早期実施すべき復旧業務（細部計画）
		優先度の高い通常業務

(3) 計画の基本方針

大規模地震発生時に、市としての責務を全職員が理解・共有し、目的達成のために、以下に示す3つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとします。

大規模地震が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務※₂の遂行に全力を挙げること。

東日本大震災の経験を鑑みると、地震の発生は予測できず、被害は市内のどこでも生じ得るものです。ひとたび大規模地震が発生した場合は、ライフラインや重要な社会インフラ設備が甚大な被害を受け、市の庁舎や設備の被害、職員自身や家族が被災することも考えられます。これにより、業務を行う施設や、資機材、人員が不足し、発災直後は市の業務レベルが著しく低下する事態が想定されます。

しかし、日常的に提供している行政サービスには、市民の生命、身体及び財産を守るために中断が許されないものや、市民生活に密着した業務として、いかなる事態にあっても一定の水準を維持しなければならないものがあり、これらの業務は応急・復旧対策業務を行いながらも同時に継続することが求められるため、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととします。

※2 非常時優先業務とは、発災後に実施する「応急対策業務」、「早期に実施すべき復旧業務」、「優先度の高い通常業務」の総称であり、本市では、茨城県業務継続計画を参考に、発災から2週間以内に優先的に実施すべき業務とします。

非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。

非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限に止めるために実施する優先度の高い業務であるから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要です。

そのため、市は、大規模地震の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととします。

想定される大規模地震の発災に備え、平常時であっても全庁的取組として、業務継続力の向上に努めること。

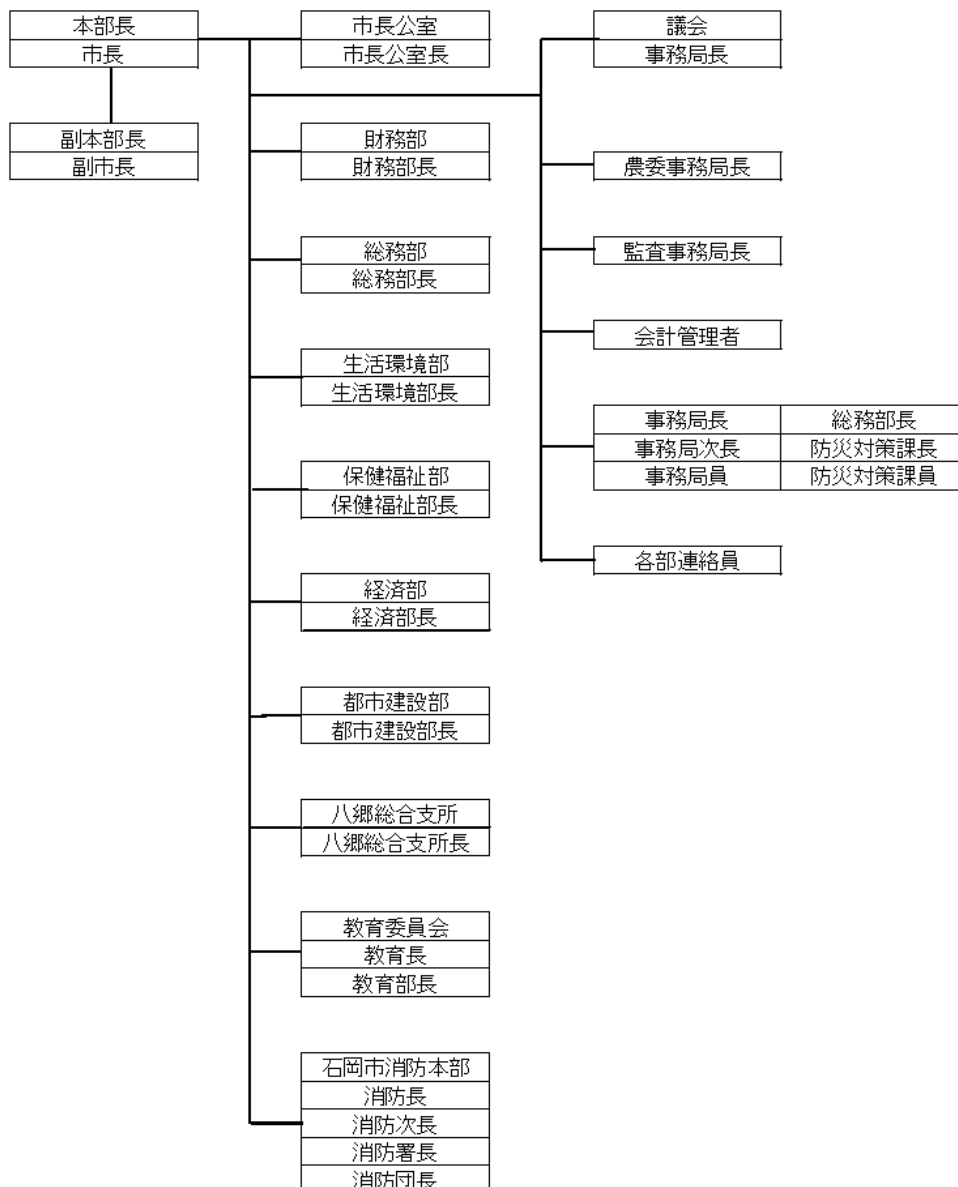
業務継続力の向上のためには、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取組としては、「業務継続を阻害する要因（課題）の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとします。

(4) 対象とする組織・庁舎

大規模な地震の発生により、市は災害対策本部を中心とする災害対応業務体制に移行するため、本計画で対象とする組織は、「石岡市災害対策本部組織図」(下図)に示すとおりとします。

また、本計画では災害対応業務の中心的な役割を担う「本庁(本部)機能の維持継続」に主眼をおくため、対象とする庁舎は市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎とします。

【図表3 石岡市地域防災計画〈石岡市災害対策本部組織図〉より】



(5) 発動及び解除時期

本計画は、大規模な地震により市長が災害対策本部を設置したとき、当該本部会議決定により発動するものとします。

また、解除時期については、災害応急活動が概ね完了し、平常時の体制がとれると本部長（市長）が判断し決定した時点とします。

(6) 決定権者及び計画の指揮命令系統

本計画では、責任者の安否が不明の場合であって、迅速かつ適切に意思決定するため、「石岡市地域防災計画」に定める代行順位を適用するものとします。

【図表4 石岡市地域防災計画〈災害対策本部条例等〉より】

本部長	市長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長、各部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者、消防長、消防次長、消防署長、消防団長	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部員は部の事務を掌理する。なお、本部員は事前に代行者を定めておく。
本部連絡員	本部員が指名する者	部の所管する情報を本部員に報告する。また、本部の情報を部に連絡する。
班長	各課長	本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

2 被害状況の想定

(1) 想定する地震の震度

茨城県南部地震などの大規模地震や石岡市直下の地震により、市内で相当な被害があるとされる震度6強以上が観測されることを想定します。

(2) 地震発生時期等

冬（日曜日）の夕方6時を想定します。

(3) 建物及び人的被害の想定

【図表5】建物及び人的被害の想定（石岡市地域防災計画より）

市域 全体	棟数	建物被害	人口	人的被害	
		全壊		死傷者	避難者
想定数	54,850 棟	17,545 棟	82,370 人	12,784 人	12,360 人

公共建築物は、新建築基準（S56年6月以降）にて建築確認申請を行ったものと、耐震診断の結果I s値が0.6以上あるものは使用できるものとします。

(4) 情報システム及びライフラインの被害想定・復旧想定

過去の災害記録や国等の事例から、情報システム^{※3}及びライフラインは停止することを想定します。

ただし、耐震対策がとられているサーバ室と、茨城県防災情報ネットワークの衛星回線は、使用可とします。

※3 情報システムとは、コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいいます。

【図表6】情報システム及びライフラインの復旧までに要する期間の想定

項目	要復旧期間	補足説明
情報システム	3日	<ul style="list-style-type: none"> 一部パソコンは落下により、使用不可 内部ネットワーク（本庁舎内）は停電により、非常用発電機の電力供給先を除き、使用不可 外部ネットワーク（本庁舎-支所庁舎間及び本庁舎-消防本部庁舎間）は断線等により、使用不可
電気	3日	<ul style="list-style-type: none"> 送電線の断線等により停電するが、官公庁は優先的に復旧・送電

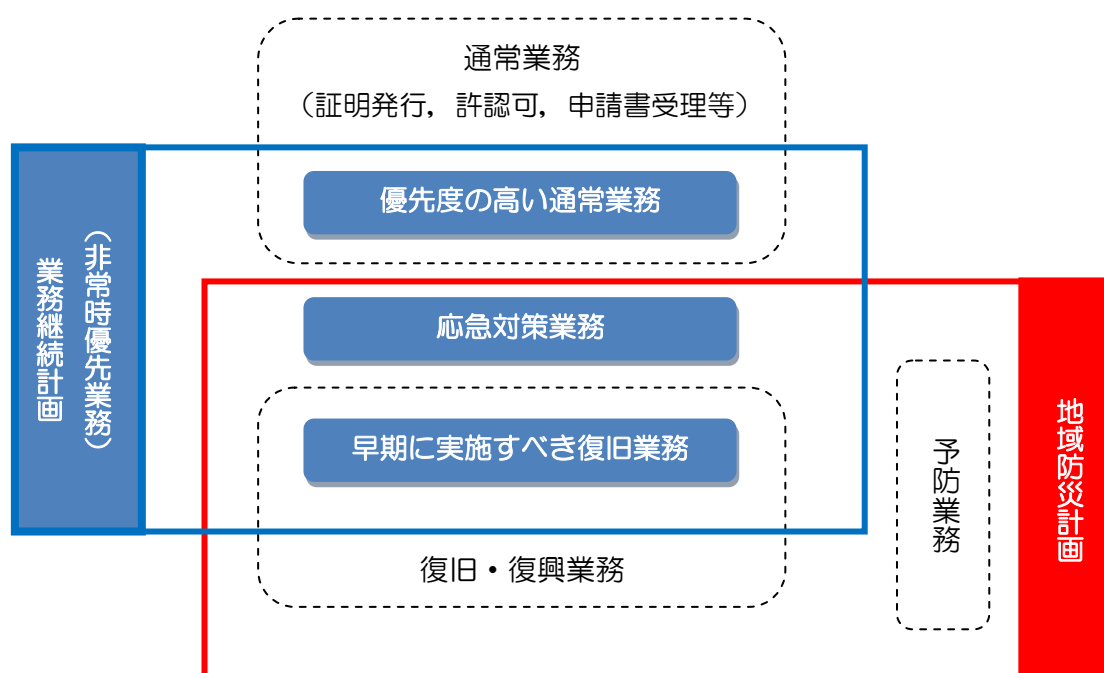
項目	要復旧期間	補足説明
上水道	4 週間	<ul style="list-style-type: none"> • 埋設管の破損等により，使用不可 • 完全復旧までは応急給水や応急復旧で対応
下水道	4 週間	<ul style="list-style-type: none"> • 上水道に合わせて復旧
一般電話	3 日	<ul style="list-style-type: none"> • 電話線の断線等により，使用不可 • 復旧後も，しばらく間，発信は輻輳状態が継続

3 非常時優先業務の選定

(1) 定義

本市における非常時優先業務とは、発災後に実施する「応急対策業務」，「早期に実施すべき復旧業務」，「優先度の高い通常業務」の総称であり，発災後から2週間以内に優先的に実施すべき業務とします。

【図表7】非常時優先業務の範囲



(2) 選定方法

業務継続計画（BCP）の基本方針に基づき，以下に示す方法によって非常時優先業務の選定を行います。

ア 応急・復旧対策業務

地域防災計画に規定する事務分掌に基づいて業務の洗い出しを行い，応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務を非常時優先業務として位置づけます。

イ 通常業務

通常業務の全業務について，業務を休止することに伴う市民生活への影響度を分析し，休止，または実施の判断を行います。

上記ア，イのうち，休止に伴う影響度が大きく，2週間以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置づけます。

※参考 業務の開始・着手時間に応じ5段階に設定して業務を分類

【図表8】業務の優先度判断区分表

区分	業務優先度				
	高い	←		→	低い
	A	B	C	D	E
業務の開始・着手に到達するまでの時間	24時間以内	3日間以内	1週間以内	2週間以内	それ以降

(3) 優先順位

職員の非常時優先業務への投入に関する優先順位については、次のとおりとします。

第1順位 災害応急対策及び優先度の高い復旧業務

第2順位 優先度の高い通常業務

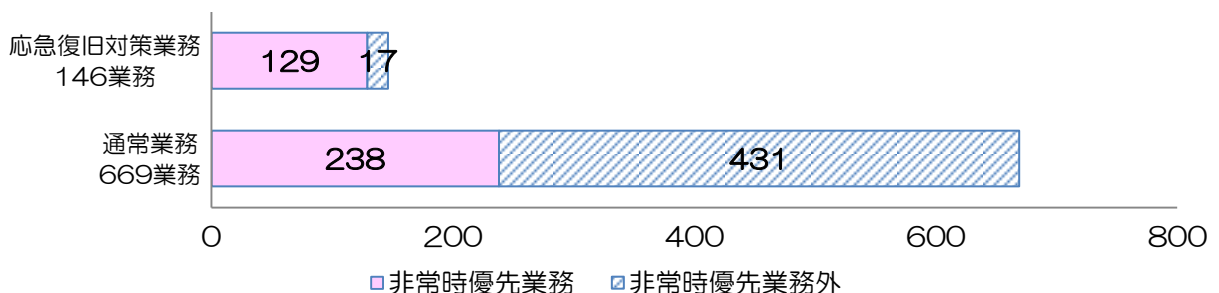
(4) 選定結果（市全体）

以上により、各班（課）が、地域防災計画に記載のある応急・復旧対策業務と、災害時中断することのできない通常業務を抽出し、業務の効果を果たすために着手すべき時間帯ごとに順位づけをした結果、当市の非常時優先業務は合計367業務となりました。制約された条件の中でも、これらの業務を確実に立ち上げ、執行します。

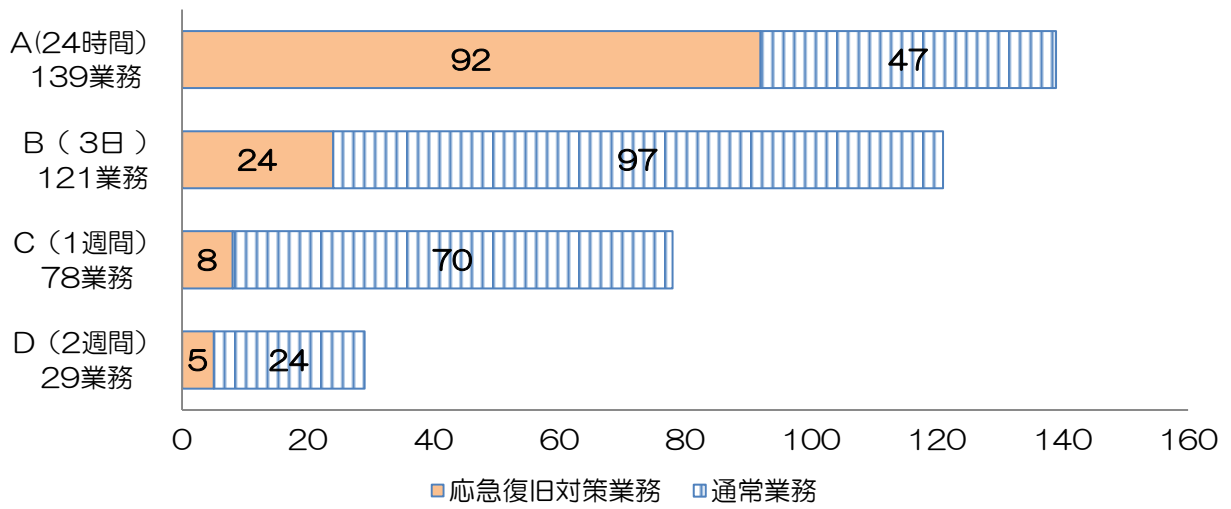
なお、非常時優先業務の選定結果及び内訳については、次の図表のとおりです。

【図表9】非常時優先業務の選定結果

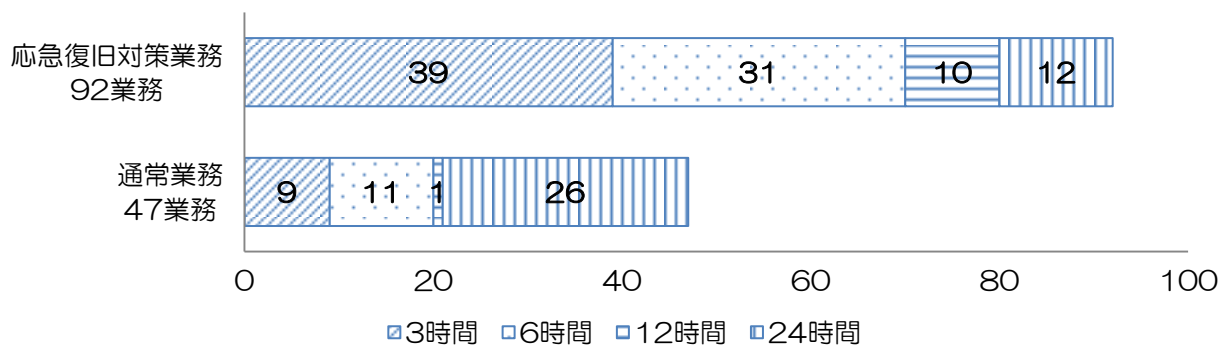
業務種別	全業務数	うち非常時優先業務数	非常時優先業務選定率（%）
応急・復旧	146	129	88.4%
通常	669	238	35.6%
計	815	367	45.0%



【図表10】非常時優先業務の着手時期別構成（数字は業務数）



上記 A 区分の内訳（数字は業務数）



【図表 1 1】主な業務の着手時期について

業務内容（主なもの）	着手時期
【応急・復旧対策業務】	
災害対策本部設置，職員の参集状況確認，救急・救助活動	3時間以内
避難所開設，施設の被害調査及び応急対策	3時間以内
給水活動	6時間以内
仮設トイレ設置	12時間以内
埋火葬許可	24時間以内
ごみ・がれきの収集及び処理	24時間以内
応援要請，県及び他市町村からの応援職員の受入れ	3日以内
り災証明書の発行に係る業務	3日以内
遺体の収容，埋火葬	1週間以内
応急仮設住宅建設	2週間以内
【通常業務】	
各種相談業務（福祉，環境衛生，公害など）	24時間以内
総合窓口業務（業務や開設場所を限定して一部再開）	24時間以内
総合窓口業務（ほぼ通常体制での再開）	1週間以内
公共施設・イベントなどの再開可否の検討	2週間後

このように，着手時期にメリハリをつけ，不要不急の通常業務については休止・抑制し，限られた資源を最大限活用することで，非常時優先業務の遂行に全力を挙げることとします。

4 非常時優先業務実施のための職員体制

(1) 職員の初動体制

「石岡市地域防災計画」では、地震が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、次の基準による職員招集を行い、迅速かつ的確な応急・復旧対策業務を実施できる体制を確立することになっています。

【図表 1 2】石岡市地域防災計画〈職員招集〉

体制区分	招集基準	招集体制	招集対象者
警戒体制	次の状況で、総務部長が必要と認めたとき ・東海地震注意情報発令時 ・市域に震度 4 の地震発生	・情報連絡活動が円滑に行い得る人員を持ってあたり、状況に応じて、第 1 次体制に移行できる体制とする。(職員の 1/5 程度) ＜災害対策連絡会議を招集する。＞	・市内各公共施設（学校を含む）責任者 ・都市建設部道路建設課、下水道課全員 ・総務部防災対策課全員 ・総務部総務課全員（支所総務課含む） ・消防所属長以上、担当職員 ・その他指名する職員
非常体制	・東海地震警戒宣言発令時 ・市内住家滅失 80 世帯以上等 ・市域に震度 5 弱の地震が発生したとき ・その他災害に状況により、市長が必要と認めたとき	・災害応急対策が円滑に行える体制とする。 (職員の 2/3 程度) ＜災害対策本部を設置する＞	・全課長補佐以上 ・避難所開設班 ・給水班 ・全員（市長公室・政策企画課・税務課・契約検査課・収納対策課・消防管理職・情報政策課・管財課財政課・生活環境課・水道課・市民会館・市民課・社会福祉課・農政課・地籍調査課・農業委員会・中央公民館・スポーツ振興課・市民窓口課・会計課・保険年金課・商工観光課・都市建設部全員）
	第 2 次配備	・市域に震度 5 強の地震が発生したとき ・その他災害状況により市長が必要と認めたとき	・本部全員をもってそれぞれの対策活動ができる体制とする。 (全職員)

本計画の被害想定では、非常体制の第 2 次配備となります。したがって、全職員が参集の対象となります。

(2) 職員の参集状況予測

ア 対象

消防職員を除く，市職員全員（約 500 人）を対象とします。

イ 時間区分

30 分以内，1 時間以内，2 時間以内，3 時間以内，6 時間以内，12 時間以内，不着の 7 区分とします。

ウ 参集予測に用いる考え方

自宅から勤務地（避難所担当者は，避難所，災害対策本部付職員は，消防本部）までの距離を地図等で確認し，次の表により参集時間を算出します。

【図表 1 3】参集予測時間算出表

参集手段	走行時間	参集速度
徒歩	歩行開始から 2 時間まで	4km/h
	2 時間から 5 時間まで	3km/h
	5 時間以上	2km/h
自転車	走行開始から 2 時間まで	15km/h
	2 時間から 5 時間まで	10km/h
	5 時間以上	8km/h
原動機付自転車 自動二輪車	走行開始から 2 時間まで	25km/h
	2 時間から 5 時間まで	20km/h
	5 時間以上	15km/h

※1 日の最大移動距離は徒歩 20km，自転車 40km とします。

以上の条件によりシミュレーションを行った結果は，次のとおりです。

【図表 1 4】集計結果 累計（人）

～30 分	～1 時間	～2 時間	～3 時間	～6 時間	～12 時間	不着	全体
231	357	421	448	485	489	15	504
45.8%	70.8%	83.5%	88.8%	96.2%	97.0%	3.0%	100.0%

なお，「不着」とした職員は，参集場所までの距離が一日最大移動距離を超える職員です。

さらに、職員自身又は家族等が被災し、治療又は入院の必要がある場合や、自宅が全壊した場合などで、ある程度の期間（3日とします）参集できない職員が2割程度発生するものとして再計算した結果は次のとおりです。

～30分	～1時間	～2時間	～3時間	～6時間	～12時間	～3日	全体
185	286	337	358	388	391	403	504
36.7%	56.7%	66.9%	71.0%	77.0%	77.6%	80.0%	100.0%

以上のことから、本市の場合、遠方から通勤する職員が比較的少なく、また自転車等による登庁を可としたため、概ね早い段階から職員が参集できると思われるが、それでも災害発生直後の混乱期は、7割程度の職員で対応することになります。

(3) 職員体制の現況・課題等と対応方針

ア 職員の初動体制

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否について、直ちに確認する必要があります。 ・大規模な地震が発生した場合、参集手段が変わることが想定されます。 ・重要な役職や、技能・資格等を持つ職員が参集できない場合があります。 ・参集後、速やかに報告する必要があります。
主な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の手順と手段については、原則、職員参集メールを使用します。また、各班（課）においても連絡体制を整備し、日ごろから確認しておきます。 ・参集場所と参集手段等について、事前に確認しておきます。また、参集時に必要なものを、事前に準備しておきます。 ・代行順位を定めるなど、意思決定の方法や業務の手順を各班（課）で確認しておきます。また、人員が不足した班（課）への応援体制も検討しておきます。 ・報告手順や報告内容を、事前に確認しておきます。

イ 非常勤職員

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・応急・復旧対策業務にあたることを想定していません。
主な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・優先度の高い通常業務については、採用条件の範囲内に限り勤務することは可（総合窓口、電話対応など本人が通常行っている業務）

ウ 職員及び家族の防災・減災対策

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none">職員自らの被災も想定されますが、少しでも多くの職員が所属先に参集し、非常時優先業務に従事しなければなりません。
主な対応方針	<ul style="list-style-type: none">職員自身や家族の防災・減災対策に率先して取り組み、大規模な震災時でも職員自身や家族の命を守ることができるよう、自宅の耐震化や、家族が3日間（可能ならば1週間）過ごせる備蓄品を準備するなど、日ごろから災害に備えておきます。

エ 職員の健康管理

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none">発災直後の一定期間は、睡眠・休息・食事といった時間が不規則になるなど、健康面の負担が通常以上にかかります。
主な対応方針	<ul style="list-style-type: none">可能な限り勤務の交代について配慮します。職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理について、本人や周囲の者が相互に心身の健康のチェックを行うこととします。家族との連絡についても配慮します。

オ 人的支援

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none">県内全市町村との相互応援協定をはじめ、東京都文京区及び宮城県多賀城市と相互応援協定を締結しています。
主な対応方針	<ul style="list-style-type: none">災害の状況により、職員が不足する場合は、早急に応援を要請します。応援職員の受入体制について、事前に検討します。緊急時の連絡先及び連絡方法などを、事前に定めておき、連絡先については、人事異動等を考慮して、毎年度相互に確認します。

※参考 開庁時に発災した場合

<p>現況・課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市役所本館とまちづくり館，安心しあわせ館については，非常用発電機が整備されていないため，停電により業務に支障が生じることが想定できます。 • 耐震基準は満たしているため，建物の倒壊はないが，什器や事務室内の備品が散乱することが想定され，来庁者の安全を確保しつつ，職員自らも安全に避難することが重要です。 • 発災直後は，電話の輻輳や電話線の断線等により直接家族と連絡がつかないことも考えられます。
<p>主 な 対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 非常用電源の確保や必要最低限継続しなければならない業務を行うため，予め代替施設等を検討しておきます。 • 市役所本庁舎は平成29年度に完成予定であり，それまでの間は，本館をはじめとする市庁舎建物において，発災時，来庁者と職員自身の安全を確保し，状況を確認しながら，来庁者とともに庁舎外の安全な場所へ避難します（市庁舎消防訓練等で確認しておきます）。また，備品の転倒防止など，防災・減災対策に取り組みます。 • 家族の安否確認については，「災害用伝言ダイヤル」や「web 伝言板」を利用するなど，事前に家族で十分話し合いをしておきます。

5 非常時優先業務実施のための業務執行環境

(1) 市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎の概要

ア 庁舎の構造・耐震性

庁舎名 項目	市役所本館	支所庁舎	消防本部庁舎
竣工	平成 26 年 6 月	平成 6 年 12 月	平成 14 年 4 月
構造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	地上 3 階	地下 1 階, 地上 5 階	地上 3 階
延床面積	2,270.68 m ²	7,541.02 m ²	2,362.41 m ²
耐震性	有	有	有

イ 庁舎設備の災害時の稼働状況

庁舎名 項目	市役所本館	支所庁舎	消防本部庁舎
電力 (非常用 発電機)	発電設備なし 使用不可	発電設備有り (発電設備の機能等) 出力容量：200kVA 燃料：A 重油 燃料タンク最大容量： 5,000 ㍓ 持続時間：約 5 日間	発電設備有り (発電設備の機能等) 出力容量：130kVA 燃料：軽油 燃料タンク最大容量： 980 ㍓×2 基 持続時間：約 4 日間
空調	停電により, 使用不可	非常用発電機の電力供 給先制限により, 使用不 可	非常用発電機の電力供 給先制限により, 使用不 可
上水道	受水槽なし 使用不可	受水槽：24 m ³ 非常用発電機稼働で 使用可	受水槽：7.2 m ³ 非常用発電機稼働で 使用可

庁舎名 項目	市役所本館	支所庁舎	消防本部庁舎
電話	非常用発電機稼働で、内線のみ使用可※4	非常用発電機稼働で、内線及び衛星電話は、使用可	非常用発電機稼働で、内線及び衛星電話は、使用可
情報システム	一部パソコンは落下により、使用不可 内部及び外部ネットワークは、停電及び断線等により、使用不可※4	一部パソコンは落下により、使用不可 内部及び外部ネットワークは、停電及び断線等により、使用不可	一部パソコンは落下により、使用不可 内部及び外部ネットワークは、停電及び断線等により、使用不可

※4 総務・防災館、長寿いきいき館、すこやか子育て館、サーバ室を供給対象とした非常用発電設備の機能等については、出力容量 115kVA、燃料 A 重油、燃料タンク容量 1,950ℓ、持続時間は約3日間です。

サーバ室は、耐震対策をとっており、非常用発電設備の電力供給先となっている総務・防災館、長寿いきいき館、すこやか子育て館では、内部ネットワークは使用可、外部ネットワークは断線等により使用不可となります。

また、電話交換機や茨城県防災情報ネットワークの衛星電話は、非常用発電機の電力供給先の総務・防災館に設置されているため、停電時でも、内線電話及び衛星電話は、使用可です。

(2) 市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎の被害想定・復旧想定

本計画で想定する地震が発生した場合における、一般的に想定される市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎の被害想定及び復旧想定を下表に示します。

ア 市役所本館

項目	被害想定	復旧想定
庁舎等	・耐震構造であり、倒壊等の被害はないと想定します。	・被害状況等を確認し、庁舎内での業務が可能か確認します。 必要に応じて応急処置を実施
執務環境	・固定されていない書棚等が転倒し、書類などが散乱して通路をふさがり恐れがあります。	・書棚等の再設置や、ガラスの破片・書類等片付け等に数時間要することが予想されます。
周辺環境	・庁舎の周辺で、建物の一部倒壊や火災発生の恐れがあるため、発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることも予想されます。	・時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難誘導により避難所へ移動すると思われませんが、場合によっては、来庁者への対応を継続する必要が生じます。

項目	被害想定	復旧想定
電力	<ul style="list-style-type: none"> 停電時，自家発電設備はないが，総務・防災館等の非常用発電機に接続している電気機器は，使用可（P18※4 参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 病院や公的機関等から優先的に復旧が進むことが予想され，3日後には復旧すると予想されます。
空調	<ul style="list-style-type: none"> 停電により，使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> 冬季の場合は，電力の要らない石油ストーブで応急対応
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内外の管路被害等により断水する可能性が高いです。また，排水機能の被害によっては上水道が使用できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 管路破断の場合は，復旧まで相当の時間を要します。
排水機能	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内外の管路被害等により，下水道に流せない恐れがあります。その場合，復旧までトイレ等（排水機能）は使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の復旧には，相当の時間を要します。 建物内の管路破断の場合は，復旧まで相当の時間を要します。
電話	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機稼働で，内線のみ使用可（P18※4 参照） 災害優先電話以外は，発災直後は輻輳で，つながりにくい状況が続くと予想されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話回線については，比較的早期に復旧する可能性が高い ただし，輻輳は復旧後も1週間程度続く可能性あり
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 一部のパソコンが落下するが，故障により使用できなくなる機器は少ない。 内部及び外部ネットワークは，停電や断線等により，使用不可（P18※4 参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ICT-BCPにより，非常時優先業務実施に必要な重要システムについては，目標時間内に復旧（継続）が可能（附属計画「ICT-BCP」に掲載）

イ 支所庁舎

項目	被害想定	復旧想定
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造であり，倒壊等の被害はないと想定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等を確認し，庁舎内での業務が可能か確認します。必要に応じて応急処置を実施

項 目	被害想定	復旧想定
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていない書棚等が転倒し、書類などが散乱して通路をふさぐ恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 書棚等の再設置や、ガラスの破片・書類等片付け等に数時間要することが予想されます。
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の周辺で、建物の一部倒壊や火災発生の恐れがあるため、発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることも予想されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難誘導により避難所へ移動すると思われませんが、場合によっては来庁者への対応を継続する必要が生じます。
電 力	<ul style="list-style-type: none"> 停電時は、自家発電に切替 非常用発電機に接続している電気機器は、使用可^{※5} 	<ul style="list-style-type: none"> 病院や公的機関等から優先的に復旧が進むことが予想され、3日後には復旧すると予想されます。
空 調	<ul style="list-style-type: none"> 停電により、非常用発電機の電力供給先が制限され、使用不可 庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。 冬季の場合は、電力の要らない石油ストーブで応急対応
ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、自動停止措置によりガスの供給が停止 ガス管路の破損等による火災の可能性が高まります。 	<ul style="list-style-type: none"> 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内外の管路被害等により断水する可能性が高いです。また、排水機能の被害によっては上水道が使用できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機稼働により、受水槽の水をくみあげることは可能 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。
排水機能	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内外の管路被害等により、下水道に流せない恐れがあります。その場合、復旧までトイレ等（排水機能）は、使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の下水道の復旧には、相当の時間を要します。 建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。

項目	被害想定	復旧想定
電話	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機稼働で、内線及び衛星電話は、使用可 災害優先電話以外は、発災直後は輻輳で、つながりにくい状況が続くと予想されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話回線については、比較的早期に復旧する可能性が高い ただし、輻輳は復旧後も1週間程度続く可能性あり
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 一部のパソコンが落下するが、故障により使用できなくなる機器は少ない。 内部及び外部ネットワークは、停電及び断線等により、使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ICT-BCPにより、非常時優先業務実施に必要な重要システムについては、目標時間内に復旧（継続）が可能（附属計画「ICT-BCP」に掲載）

※5 非常用発電機の電力供給先は、1階101～103会議室、3階総務課、303会議室、電話交換機、無線室及び電算室のほか、各フロアの非常照明、非常用コンセント等です。

ウ 消防本部庁舎（災害対策本部を設置する3階会議室と防災行政無線に係るもの）

項目	被害想定	復旧想定
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造であり、倒壊等の被害はないと想定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を確認し、庁舎内での業務が可能か確認します。 必要に応じて応急処置を実施
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていない書棚等が転倒したり、窓ガラスが破損したりする恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 書棚等の再設置や、ガラスの破片・書類等片付け等に時間要することが予想されます。
電力	<ul style="list-style-type: none"> 停電時、自家発電に切替 非常用発電機に接続している電気機器は、使用可^{※6} 	<ul style="list-style-type: none"> 病院や公的機関等から優先的に復旧が進むことが予想され、3日後には復旧すると予想されます。
空調	<ul style="list-style-type: none"> 停電により、非常用発電機の電力供給先が制限され、使用不可 庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。 冬季の場合は、電力の要らない石油ストーブで応急対応
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内外の管路被害等により断水する可能性が高いです。また、排水機能の被害によっては上水道が使用できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機稼働により、受水槽の水をくみあげることは可能 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。

項目	被害想定	復旧想定
排水機能	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内外の管路被害等により、下水道に流せない恐れがあります。その場合、復旧までトイレ等（排水機能）は、使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の下水道の復旧には、相当の時間を要します。 ・建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要します。
電話	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機稼働で、内線及び衛星電話は、使用可 ・災害優先電話以外は、発災直後は輻輳で、つながりにくい状況が続くと予想されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線については、比較的早期に復旧する可能性が高い ただし、輻輳は復旧後も1週間程度続く可能性あり
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・一部のパソコンが落下するが、故障により使用できなくなる機器は少ない。 ・内部及び外部ネットワークは、停電及び断線等により、使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT-BCPにより、非常時優先業務実施に必要な重要システムについては、目標時間内に復旧（継続）が可能（附属計画「ICT-BCP」に掲載）

※6 非常用発電機の電力供給先は、災害対策本部を設置する会議室や防災行政無線施設設備のほか、非常時に最低限必要な設備です。

(3) 業務執行環境の現況・課題等と対応方針

ア 庁舎等

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本館，支所庁舎，消防本部庁舎は，全て耐震構造であるため，倒壊等の被害はないと想定します。また，市役所本館は，自家発電設備はなく，停電時は，総務・防災館等の非常用発電機に接続している電気機器は，使用可（P18※4 参照）
主な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本館は，非常用電源設備がないため，現在実施されている業務の中で，業務継続又は早期復旧すべきものについては，あらかじめ代替執務場所を選定し，総務・防災館等の非常用発電設備を活用して対応します。

※参考 市役所本館内にある課のうち，総合窓口に関する業務の代替執行場所については，非常用発電設備の電力供給先となっている『すこやか子育て館会議室』を使用するものとします。なお，実際の災害時には，施設の被害状況を確認し，使用可能な場所を選定します。

イ 執務環境

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 安全な執務環境の確保
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 執務場所の整理整頓 什器等に対する転倒防止対策 通路の確保

ウ 電力

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機の燃料確保 非常用発電機からの電力の配分状況及び必要数の確認 市役所本館については非常用電源の確保
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内において、非常時に電力を使用する箇所の調整 総務・防災館等の非常用発電設備の活用 燃料が不足した場合の供給方法の調整（協定等）

エ 空調

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 貸出可能な石油ストーブの確保
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 暖房用機器提供等の応援要請（協定等） 燃料が不足した場合の供給方法の調整（協定等）

オ 飲料水・食料・その他備蓄品

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 職員用の飲料水や食料，仮眠用毛布等は，現在備蓄していません。
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水や食料，仮眠用毛布等提供の応援要請（協定等） 職員用の飲料水や食料，仮眠用毛布，応急用医療品等の計画的備蓄を検討

カ トイレ

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 断水や管路破断等によるトイレ使用不可の場合，職員用のトイレについては，現在準備していません。
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 職員用の簡易トイレの備蓄を検討 庁舎敷地内（屋外）に仮設トイレを設置（協定等）

キ 通信手段

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 多様な通信手段（防災行政無線，災害時優先電話，FAX，衛星携帯電話，MCA 無線等）の確保
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 訓練等により，平常時から利用方法を習得

ク 情報システム

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 内部ネットワークは、非常用発電機の電力供給先となっている総務・防災館、長寿いきいき館、すこやか子育て館では、使用可能です。 外部ネットワークは、地震の影響により断線等が発生する可能性があります。なお、災害時のホームページやメールマガジンの更新を可能にするため、モバイルルータを用意しています。 地震による端末機器等の落下の可能性があるため、機器が損壊する恐れがあります。 災害対策本部の機器の設置やシステムの復旧作業には、ICT部門の職員の知識を深め、対応能力を高める必要があります。
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 附属計画「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に掲載

ケ 応援協定

現況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行環境を維持・復旧するため、他自治体や事業者等と協定を締結しています。
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要と思われる庁舎設備等の洗い出し 協定締結先の確保と訓練の実施

6 今後の取組

(1) 教育・訓練の実施

継続的に職員研修や訓練を実施します。

教育・訓練等の種類	内 容	対 象	頻 度
庁舎消防訓練 (自衛消防隊)	避難訓練（職員）及び消防訓練（初期消火等）を実施し、消防署の指導を受けます。	全職員	年1回
職員参集訓練	職員参集メールの配信訓練や徒歩等により参集し、災害対策本部設置及び初動体制の確立訓練を行います。	全職員	年1回
管理職研修	非常時の業務体制、心構えなどを確認します。	管理職	随時
職員研修	業務継続計画の説明、各所属の非常時優先業務や執務環境等を確認します。	全職員	随時
他組織との連携訓練	応援協定の相手先等と連携状況を確認します。	関係課	年1回

(2) 計画の見直し・更新の仕組みづくり

社会的な外部環境の変化や機構改革等に伴う組織の変化、通常業務の中で新たに発生する情報とその蓄積など、組織内部にある資源は絶えず変化しています。今後、本計画を定期的かつ継続的に見直し・更新を行い、計画のレベルアップを図っていきます。

見直し・更新は、以下の場合において、必要に応じて実施します。

- ア 本庁舎の新築・稼働時
- イ 被害想定の変更時
- ウ 地域防災計画の変更時
- エ 事務事業や参集条件の見直し時
- オ 実際の災害対応の中で課題が明らかとなった時
- カ 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時

(3) 各部局・各班（課）のマニュアル等整備

各部局・各班（課）が担当する非常時優先業務について、市役所本館・支所庁舎・消防本部庁舎や職員自身が大規模な地震により被災したことを前提に、利用できる資源に制約がある状況下にあっても、着手すべき時間帯に開始・再開することができる対応策を明文化しておく必要があります。

(4) 非常時優先業務の点検・確認

各班（課）は、業務の変更等があった場合、本計画に関する様式（「石岡市業務継続計画 地震編 非常時優先業務選定等に係る調査シート」）により速やかに優先順位を再検討し、常に最新の状態にします。

また、災害対策本部事務局は全体を取りまとめ、業務別の非常時優先業務一覧を更新し、全庁で共有できるようにします。

【参考：石岡市業務継続計画 地震編 非常時優先業務選定等に係る調査シート】

《 石岡市業務継続計画 地震編 非常時優先業務選定等に係る調査シート 》

業務区分 班名

管理番号	業務詳細		業務の着手が遅れたり、中断されることによる影響	区分	優先順位	着手目標		ボトルネック											
	業務名	担当課名				業務レベル	時間（以内）	①人員数	評価	②施設・設備（設備名等）	評価	③資機材（資機材名）	評価	④情報（システム名）	評価	⑤その他（リソース）	評価		
AA1																			
AA2																			
AA3																			
AA4																			
AA5																			
AA6																			
AA7																			
AA8																			
AA9																			
AA10																			
AA11																			
AA12																			
AA13																			
AA14																			
AA15																			
AA16																			
AA17																			
AA18																			
AA19																			
AA20																			

(5) 職員初動マニュアル等の点検・確認

各班（課）は、職員の異動等があった場合、速やかに「職員初動マニュアル（担当班別）及び「職員参集名簿」を修正し、常に最新の状態にします。

併せて、各班（課）は職員緊急連絡網を作成し、所属の職員に周知しておきます。

また、災害対策本部事務局は全体を取りまとめ、常に最新の状態を把握します。

【参考：職員初動マニュアル（担当班別）様式】

職員初動マニュアル（担当班別）

（班名） ○○班

災害発生（地震）

時系列	活動内容	担当者の役割	備考
∩	∩	∩	∩

【参考：職員参集名簿様式】

取扱注意

災害時職員参集名簿

所属部、課名等 ○○部 ○○課

災害対策本部事務分掌の部名及び班名

○○部 ○○班

氏名	住所	生年月日	血液型	災害時招集する場合の連絡先			自宅から最寄の避難所の番号（別シート）	
				携帯メールアドレス	携帯電話番号	自宅電話番号	1 番目	2 番目

記入に当たって

- ・部長、局長、次長等の災害対策本部付となる方につきましては、様式を別にして提出してください。その際「災害対策本部事務分掌の部名及び班名」の箇所は、「災害対策本部付」と記入してください。
- ・災害時において招集する場合の連絡方法は、**【職員参集メールによる招集】を原則**として連絡をします。
- ・災害時における万全の連絡体制を確保するため、「携帯電話番号」及び「自宅電話番号」も記入してください。
なお、携帯電話による連絡体制ができない職員については、緊急時には必ず直ちに連絡がとれることを前提に「自宅電話番号」等を記入してください。
- ・災害時の登庁先は、避難所開設班など参集先については、事前に指示を受けている職員や災害対策本部付職員を除いては、原則、所属部署へ参集するものとします。
- ・「自宅から最寄の避難所の番号」については、災害時において、「避難所一覧表」のいずれかに参集する場合において、自宅から参集しやすい場所について、1 番目、2 番目の順に「避難所一覧」の番号を記入してください。当該データについては、避難所開設班の編成や変更の際に、参考にさせていただきます。

※本計画で参考として掲載した図の出典は、次のとおりです。
「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」、
「茨城県業務継続計画（地震編）」

石岡市業務継続計画（BCP）【地震編】

編集・発行：総務部防災対策課

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

TEL：0299-23-1111 Fax：0299-22-3684

E-mail：bousai-t@city.ishioka.lg.jp